

保護者の皆様へ

高校生等奨学給付金制度に係る受給申請書等の提出について

日頃は長野県の教育行政にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて長野県では、国の補助を受け、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的として給付金を支給する「高等生等奨学給付金制度」を平成26年度に創設しました。

また、令和2年度には、御家庭の事情に応じて御活用いただける新入生に対しての早期給付及び家計急変世帯への給付メニューも加わりました。

この奨学給付金制度の令和3年度の支給対象者は、国公立高等学校に在学している生徒の保護者等のうち、長野県内に住所を有しており、かつ生活保護（生業扶助）を受給している方又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の方となります。

なお、裏面に制度説明等を記載してありますので、お読みください。

つきましては、対象となる保護者等の方は、下表の期限までに、事務室へ申し出てください。申し出があった方へ、申請書類のご案内をさせていただきます。

申し出のない方へは、申請書類の配布は行いませんので、対象となる方は必ず、申し出を行ってください。

	事務室への申し出期限（厳守）
7月30日（予定）の支給を希望する者	6月22日（火）
8月30日（予定）の支給を希望する者	7月16日（金）
9月29日（予定）の支給を希望する者	8月10日（火） 【最終受付】

ただし、家計が急変し、対象となる場合にあっては、梓川高等学校事務室へ、速やかにご相談ください。（上表の申し出期限に関わらずご連絡ください。）

この件についてご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

【問合せ先】

梓川高等学校 事務室

電 話：0263-92-2119

電話受付時間：平日 8:30～17:00